

くんねっぷ社協だより

〔発 行〕 社会福祉法人 訓子府町社会福祉協議会
〔住 所〕 訓子府町東町398番地訓子府町総合福祉センター「うらら」内
〔連 絡〕 TEL：47-3536 / FAX：47-5556
〔ホ-ム-ペ-ジ〕 <https://kunneppu-shakyo.jp>

町老人クラブ連合会『第48回高齢者スポーツ大会』

8月4日町老連主催の『第48回 高齢者スポーツ大会』が町スポーツセンターで開催されました。町内15クラブから143名の会員が参加され、「ボール送り」や「うまく入かな」など、6つの競技を行いました。競技をとおし他クラブの会員等とも交流が行われ、和やかな雰囲気の中、楽しまれました。

大会にはボランティアよつば会の会員や町の保健師や職員など、たくさんの方の協力をいただき開催することができました。皆さま、ご協力ありがとうございました。



※この社協だよりは、赤い羽根共同募金の助成を受けて発行しています。

赤い羽根共同募金をめぐる不祥事について

令和8年8月24日

道民の皆さまへ

社会福祉法人 北海道共同募金会
会長 瀬 尾 英 生

北海道共同募金会での不祥事のお詫びと再生のための取り組みについて

北海道共同募金会において発生した多額の使途不明金の発生について、道民のみなさま、関係機関のみなさまに、多大なるご心配ご迷惑をおかけしていることに、心よりお詫び申し上げます。赤い羽根共同募金に対する信頼、そしてお預かりした浄財を職員の不適切な行為によって失ってしまい、誠に申し訳ございません。

また、このたびの不祥事を起こしたことにつきましては、私ども北海道共同募金会という組織としての責任を重く受け止めており、再発防止に向けた取り組み、また現在までの北海道共同募金会の再生に向けた取り組みを下記のとおり公表させていただきます。

再生への道のりが長く険しいものになることは当然のことと覚悟をしておりますが、みなさまから叱咤激励をいただきながら、道民のみなさまからの信頼回復と赤い羽根共同募金運動の継続のため一步一步前進してまいります。

なお、使途不明金の原因究明につきましては、現在も行っており、今後も調査を進めて参りますが、事実が判明次第、当人（前事務局長）への損害賠償請求や刑事告訴なども含めまして、改めて皆様にも公表させていただく所存でございます。

記

《再生に向けた取り組み》

1. 「赤い羽根共同募金運動の信頼回復に向けた再発防止策について」を作成しましたので、よろしければご一読いただきますようお願い申し上げます。
2. 多額の使途不明金が発生した原因、再発防止策などについて調査・回答いただくため、第三者委員会の設置を進めており、すでに、弁護士会を通じて第三者委員会委員の推薦を受けています。
3. 現在の常務理事は8月31日をもって辞任し、新しい常務理事が9月1日に着任いたします。なお、会長、副会長は、第三者委員会の回答に基づく再発防止策を作成したうえで、適正な手続きを経て交代いたします。また、監事については、すでに辞任の意向を示しており、適正な手続きを経て、交代いたします。

本件の資料、その後の経過は北海道共同募金会ホームページをご覧ください。（<http://www.akaihane.hokkaido.jp>）

赤い羽根共同募金へのご理解とご協力をお願いいたします

令和8年10月1日

訓子府町民の皆さまへ

訓子府町共同募金委員会
会長 上 野 敏 夫

本町における共同募金運動について

町民の皆さまには日頃より地域福祉活動にご理解とご協力を賜り心より感謝申し上げます。

本年、北海道共同募金会において多額の使途不明金が発生するという大変重大な事案が明らかになりました。このことにより、赤い羽根共同募金にご協力いただいております皆さまに、ご不安やご心配をおかけする結果となりましたことを訓子府町共同募金委員会においても重く受け止めております。

赤い羽根共同募金は、住民相互のたすけあいによって地域福祉を支えてきた財産の一つであり、運動を継続することが地域福祉を維持するうえで不可欠なものとなっております。訓子府町におきましても高齢者や子どもたち、ボランティア活動など、さまざまな福祉活動のために活用されているだけでなく、北海道内の福祉活動への支援や国内での大規模災害が発生した際の被災者支援等にも役立てられております。

本委員会におきましては、皆さまから賜りました赤い羽根共同募金につきまして、その取扱いや使途について適正な管理と確認を徹底し、町民の皆さまの信頼を損なうことのないよう、より一層の透明性の確保に努めるとともに、本町における地域福祉活動を停滞させることのないよう取り組んで参ります。

10月1日より始まります令和8年度の赤い羽根共同募金運動につきまして、町民の皆さまにその趣旨をご理解いただき、無理のない範囲でご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

共同募金の仕組み

《目標額を立てる計画募金》

共同募金は、事前に地域内の資金ニーズを勘案し、使い道の計画を立ててから募金を行う『計画募金』です。地域で寄せられた募金の約8割はその地域で活用され、残りの約2割は道内全域での福祉に活用されています。

《訓子府町での使われ方》

訓子府町で集められた募金は一度、北海道共同募金会に送金され、翌年度に募金実績の約8割が訓子府町に助成されます。

令和8年度
訓子府町での目標額
1,031,000円

令和7年度に訓子府町で
集まった募金実績
1,030,357円

令和8年度に訓子府町へ
助成された金額
820,357円

約8割の助成

助成

高齢者福祉事業：90,000円

- ・訓子府町老人クラブ
- 連合会助成：90,000円

青少年福祉事業費：63,000円

- ・子ども会育成連絡協議会助成

団体福祉事業：50,000円

- ・訓子府町遺族会助成

地域福祉事業：545,576円

- ・ふれあい昼食会事業：185,576円
- ・民児協クリスマス
お楽しみ会助成：50,000円
- ・社協だより発行事業：100,000円
- ・声かけ郵便事業：50,000円
- ・誕生お祝品贈呈事業：30,000円
- ・社明運動推進委員会助成：30,000円
- ・ボランティアポイント事業：50,000円
- ・NPO法人クンネブコタン
子ども食堂事業：50,000円

助成額合計

820,357円

事務費：71,781円

※募金活動に必要な経費
(旅費、印刷費、資材費、通信運搬費等)



赤い羽根共同募金運動

【運動期間：10月1日～12月31日】

10月1日から全国一斉に「赤い羽根共同募金運動」が始まりました。皆様のあたたかい気持ちに支えられ、町内における高齢者や障がい者(児)への身近な福祉活動だけでなく、その他の地域福祉活動や自然災害による被災地、被災者支援等、全国規模の支援にも役立てられています。

今年度につきましても、本運動の趣旨にご理解いただき、皆様のご協力をお願いいたします。

歳末たすけあい募金

【運動期間：12月1日～12月31日】

歳末たすけあい募金では、町内で集められた募金の全てが訓子府町のために使われます。

ご協力いただいた募金は、主に町内の『単身高齢者』及び『ひとり親世帯』を対象に歳末まごころプレゼントとして、民生委員児童委員をとおして贈呈されます。

各町内会、実践会を通し募金の協力をさせていただきますので、今年度につきましても、皆様のご協力をお願いいたします。

令和8年度 社協会員会費にご協力ありがとうございました

本年も社会福祉協議会の賛助会員会費として各町内会実践会を通じて各世帯の皆様からと、町内の事業所や商店等にご協力をいただきました。

納入いただいた会費は地域福祉事業等への貴重な財源として、有効に活用させていただきます。誠にありがとうございました。

★一般会員会費（1口 500円）

地 区	戸 数	金 額	地 区	戸 数	金 額	地 区	戸 数	金 額
東 幸 町	140	70,000	農 試	15	7,500	西 富	30	15,000
西 幸 町	100	50,000	穂 波	49	24,500	北 栄	28	14,000
東 町	157	78,500	柏 丘	43	21,500	駒 里	22	11,000
元 町	30	15,000	日 出	38	19,000	弥 生	21	10,500
旭 町	91	45,500	大 谷	12	6,000	福 野	34	17,000
大 町	34	17,000	実 郷	29	14,500	高 園	32	16,000
栄 町	75	37,500	緑 丘	21	10,500	ケアハウス	15	7,500
若 富 町	80	40,000	開 盛	7	3,500	合 計		
若 葉 町	56	28,000	常 盤	5	2,500			
末 広 町	130	65,000	豊 坂	14	7,000			
日 出 町	34	17,000	清 住	35	17,500			
						1,377 戸		
						688,500 円		

★賛助会員会費（1口 1,000円）

※令和8年9月10日現在

賛 助 会 員				(順不同・敬称略)
訓子府貨物輸送(株)	湯本歯科医院	リサ整骨院	末広ストアー	
富山産業(株)	居酒屋わを	髪工房すぎやま	(株)富山商店	
(有)訓子府新報社	ヘアサロンありふじ	ぷらっとカフェ 駅茶屋	(有)東建築板金工業	
おおの車輛	訓子府町商工会	旅の宿 くねっぴ	(有)下村運送訓子府営業所	
訓子府機械工業(株)	福よし	訓子府石灰工業(株)	黒川管機工業所	
太田醸造(有)	(有)武永塗装	セブンイレブン 訓子府店	(株)ディ・エス・ジー	
常照寺	北見信用金庫訓子府支店	長田商店	(株)山田産業	
久島工業(株)	大西美容室	ハート歯科	(有)訓子府ハイヤー	
カンリ運送(株)	北のあかちょうちん 扇	(株)谷山新聞販売所	めしや爽	
柴田石材工業	隆光寺	JAきたみらい訓子府地区事務所	グループホームはるる	
丸建工業(株)	シティマート くねっぴ店	シャムラック	くねっぴ静寿園	
(有)訓子府運送社	(株)住吉商店	訓子府神社	NPO法人 クネプコタン	
佐野看板塗装店	そば処 清水屋	理容 ふじい	ホクレン農業協同組合連合	
訓子府クリニック	エリカ美容室	(株)菅野養蜂場	会訓子府実証農場	
味の素食品北海道(株)	(株)酒のハシモト	宮前車輛工業(株)	(有)訓子府清掃社	
妙傳寺	(有)坂井商店	たけだ美容室		
(有)ラブクリエイト	カガミ菓子店	(株)明和電気商会		
(株)竹田商会	ヘアサロンおおまち	最勝寺		
炭火焼肉だいちゃん	よご商店	(株)小野寺		
			合計	71件 330,000円

受賞おめでとうございます

■令和8年度 北海道社会福祉協議会会長顕彰 〔社会福祉事業功労者表彰〕

社会福祉協議会の役職員として多年にわたり地域福祉業務や法人運営等に大きく貢献された功績が認められ授賞されました。

〔役員〕

- ・石田 敏明氏（大町）
- ・谷口 武彦氏（末広町）

〔職員〕

- ・笹森 弘晃氏（北見市）

■令和8年度老人クラブ功労者顕彰

単位老人クラブの役員として多年にわたり会の発展に尽力された功績が認められ授賞されました。

- ・須河 キ子氏（東友会）
- ・中 館 昇氏（日出寿会）

『生活資金』・『医療資金』を貸付いたします

経済的な理由で一時的に資金を必要とする方、負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその期間中に生計を維持するために必要な「生活資金」・「医療資金」を貸付けします。

■貸付限度額：50,000円

■「生活資金」の貸し付けにつきましては、連帯保証人が必要となります。

■医療資金の貸し付け要件

- ・医療費の支払いが貸付け金額の概ね5割以上となること
- ・医療機関が発行する領収書等を2か月以内に提示すること（連帯保証人不要）

災害義援金を募集しています

この度、被災されました皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

訓子府町社会福祉協議会では被災された方々へのお見舞いのため、義援金の受付を行っております。お預かりしました義援金は、その全額を北海道共同募金会をとおして被災地県が設置する義援金配分委員会に送られ被災者に配分される予定です。皆様の温かいご支援とご協力をお願いします。

■義援金名

- 令和6年能登豪雨災害義援金
（受付期間：令和9年3月31日まで）
- 令和6年能登半島地震災害義援金
（受付期間：令和9年3月31日まで）
- 令和8年熊本地震義援金
（受付期間：令和8年10月30日まで）
- 令和8年7月滋賀県甲賀市の土砂崩れ災害義援金
（受付期間：令和9年1月29日まで）
- 令和8年8月千葉豪雨災害義援金
（受付期間：令和8年11月30日まで）
- 令和8年8月大雨福井県災害義援金
（受付期間：令和8年11月30日まで）

■受付窓口

- 訓子府町社会福祉協議会

成年後見制度に関する一時相談窓口

成年後見制度とは認知症や知的障がい・精神障がいなどで福祉サービスの契約や預貯金の管理などが困難な方の権利や財産を保護し、支えるための制度です。

成年後見制度には判断能力が不十分になってから利用する「法定後見制度」と、元気なうちにあらかじめ任意後見人や将来の支援内容を自分で決めておく「任意後見制度」があります。ご本人に代わって生活に必要な契約や手続き、財産管理などを行うのが後見人です。この成年後見制度利用に係る相談窓口を本会に設置していますので、制度や申立てに関する手続きなど、お気軽にご相談下さい。

社協のあずかりサービス

「社協のあずかりサービス」は本人または親族による適切な金銭管理ができない状態となった場合に、必要な医療、福祉、生活サービスを継続し安定した生活が営めるよう、本会が本人または親族に代わって金銭管理を行う事業です。対象は町内に在住する病院や施設にて一時的に入院、入所されている方や日常生活自立支援事業、成年後見制度など適切な金銭管理を行うための準備中である方です。金銭管理にお困りの方、不安のある方は社協までご相談下さい。

■利用料

- 支 援：1,200円/1時間（1時間以降 600円/30分）
- 交通費：300円/1回

介護職員初任者研修費助成

訓子府町における介護保険サービスに係る雇用確保及び介護保険サービスの安定供給を図るため、北海道介護職員初任者研修実施要綱に規定する「介護職員初任者研修過程」を受講する方へ、費用の一部を助成いたします。

■対象者

町内に住所を有する者で、町内の介護保険事業所に就業している者又は就業を希望する者

■対象研修 介護職員初任者研修

■対象経費 初任者研修における受講料

■限度額 25,000円

※募集人員に達した場合は早期に受付を終了することがあります。詳細についてはお問合せ下さい。

あたたかいご寄付を ありがとうございます

あたたかいご寄付をお寄せいただき、厚くお礼申し上げます。皆様のご厚意に感謝し、地域の福祉活動に活用させていただきます。

（令和8年7月11日～令和8年9月10日）

▽香典返しにかえて

- ・松田 純司様（末広町）・出合 利治様（東町）
- ・小林 純子様（東幸町）・宮川 真一様（北見市）
- ・森山 留二郎様（西幸町）・千田 早苗様（江別市）
- ・齊藤 勲様（高園）

社協ホームヘルパー ご利用下さい

社会福祉協議会では、介護保険制度に伴う『訪問介護事業所』を運営しています。ご自宅にホームヘルパーが訪問し、様々な援助を行います。当事業所では介護の資質向上を目指し、定期的に研修を受けている介護福祉士等の有資格者を配置しています。サービスを受けられる方は介護保険制度による介護認定を受けている『要介護者』及び『要支援者』です。介護認定を受けていない方は町福祉保健課（地域包括支援センター）にご相談下さい。

身体介護

- 入 浴 ● 排 泄
- 食 事 ● 通院介助



生活援助

- 調 理 ● 洗 濯
 - 掃 除 ● 買い物
- など、日常生活の援助

●利用可能な日時

月曜日から金曜日までの午前8時から午後6時まで。ただし、12月30日から1月4日までは休業。
※ご希望がある場合は随時ご相談下さい。

●障害者福祉制度によるホームヘルパーの訪問援助も行っておりますので、ご相談下さい。

●料金やサービス内容、詳細につきましてはお問合せ下さい。

●介護保険制度以外の独自の訪問介護サービスを実施しています。詳細はお問い合わせ下さい。

サロン活動助成金の活用が増えています！

サロン活動助成金は高齢者や子育て世帯を中心に行う茶話会や健康体操などの自主的な集まり（サロン活動）への活動費を助成しているもので、町内での身近な集まりを対象にしています。現在活動中のサロンやこれからやってみたいと言うかたのご相談もお受けしますので、お気軽にお問い合わせ下さい。

□対 象 ①概ね65歳以上の高齢者が5人以上参加するサロン

②障がい者が5人以上が参加する参加するサロン

③概ね小学生以下の子育て世帯が5世帯以上参加するサロン など

上記①～③を満たし、年間6回以上開催するもの

※対象外 ①営利を目的とする場合

②趣味活動のみを行うサークル など

□助成額 20,000円以内

